

社会福祉法人大垣市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大垣市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条に基づき、役員等の報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長については、報酬を支給する。
 - (2) 常勤役員等については、報酬、賞与及び通勤手当を支給する。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤役員等に対しては、報酬等は支給しない。
 - (3) 非常勤役員等については、理事会又は評議員会に出席したときは、報酬を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員等本人から辞退の申し出があったときは、報酬等を支給しないことができる。
- 3 所轄行政庁の職員又は本会の職員で、その地位に基づく給与等の支給を受ける者については、第1項の報酬等は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 会長及び常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 賞与については、別表2に定める額
 - (3) 通勤手当については、賃金規程第17条の規定に準ずる額
- 2 役員等が職務のため出張したときは、別に定める役職員等旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬の始期及び終期)

第5条 新たに会長又は常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 会長又は常勤役員等を離任したときは、その日までの報酬を支給する。
- 3 会長又は常勤役員等が死亡したときは、その死亡の日の属する月の報酬の

全額を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって支給する。
- 5 前項で得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 会長及び常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次に各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当については、毎月20日とする。ただし、その日が週休日及び休日に当たるときは、繰り上げて支給する。
- (2) 賞与については、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在任する常勤役員等に対して、それぞれ基準日の属する月の会長の定める日に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会に出席した都度、速やかに支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は廃止する。

- (1) 社会福祉法人大垣市社会福祉協議会会長の報酬等に関する規程
- (2) 社会福祉法人大垣市社会福祉協議会常務理事の報酬等に関する規程

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

別表1（会長及び常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
会長	月額 50,000円
常務理事	月額 213,000円
その他の理事	日額 3,000円
監事	日額 3,000円
評議員	日額 3,000円

別表2（常勤役員等の賞与）

役職名	基準日	賞与の額
常務理事	6月1日	報酬月額 × 1.4か月
	12月1日	報酬月額 × 1.6か月